

エネファーム補助金交付後の変更ーリース等契約内容が変更となる場合の手続きについてー

補助金を受けて取得した補助対象システム(燃料電池システム)については、補助事業者(補助金を受けた方)が責任を持って管理し、補助金の交付の目的に従って6年間以上継続して使用する義務があります。

6年間の処分制限期間内にリース等契約内容(使用者、設置先住所、契約期間、リース料等)を変更した場合は、「補助事業におけるリース等契約に係る変更完了報告書」を提出して下さい。

【手続きの流れ】

※一般社団法人燃料電池普及促進協会を以下「FCA」という。

報告書の作成・提出



FCA 受付・審査

補助事業におけるリース等契約に係る変更完了報告書(C-2B)

〈添付書類〉

リース等契約書の写し

[設置先住所の変更の場合]

カラー写真8点

①撤去前の補助対象システムの全景

②移設するユニットを取り外した後の基礎等が見えるもの

③移設先設置住宅等建物の全景

④移設後の補助対象システムの全景

⑤移設後の燃料電池ユニット単体の全景

⑥移設後の貯湯ユニット単体の全景

⑦燃料電池ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ

⑧貯湯ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ

[リース料の変更の場合]

リース等料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証する書類

※契約変更完了後、速やかに提出してください。

※必ずコピーを取り、補助事業者および手続代行者が保管してください。

(提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。)

※書類に不備があった場合、補助事業者または手続代行者へ連絡します。

(不備がない場合、特にFCAより連絡は致しません。)

※停止期間が長期に渡る場合、6年間の処分制限期間が延長となる場合があります。

※平成28年7月より、承認通知書の発送は取止めました。

《送付先》

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル7階

TEL:03-5472-1190

書留郵便(簡易書留・レターパックプラスは可)等で送付してください。